

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新		旧	
愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年3月24日 条例第11号		愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年3月24日 条例第11号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村	事務	市町村
1～29 省略		1～29 省略	
30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。） (1) 省略 (2) 法第31条の2第2項第13号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (3) 法第62条の3第4項第13号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4)・(5) 省略	各市	30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。） (1) 省略 (2) 法第31条の2第2項第12号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (3) 法第62条の3第4項第12号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4)・(5) 省略	各市
31 省略		31 省略	

新		旧	
32 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。） (1) 省略 (2) 法第31条の2第2項第13号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (3) 法第62条の3第4項第13号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4)・(5) 省略	各町村	32 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。） (1) 省略 (2) 法第31条の2第2項第12号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (3) 法第62条の3第4項第12号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4)・(5) 省略	各町村
33～39 省略		33～39 省略	
40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第6号から第9号まで及び第11号の事務については、医療機器の販売業及び賃貸業に係るものに限る。） (1) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可	保健所を設置する市	40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（医療用具 _____の販売業及び賃貸業に係るものに限る。） (1) 法第39条第1項の規定に基づく届出の受理	保健所を設置する市

新		旧	
<p>に関する事務</p> <p>(2) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新に関する事務</p> <p>(3) 法第39条の3第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第40条第1項において準用する法第10条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務</p> <p>(5) 法第40条第2項において準用する法第10条の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 法第69条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務</p> <p>(7) 法第70条第1項の規定に基づく廃棄等の措置命令に関する事務</p> <p>(8) 法第72条第4項の規定に基づく構造設備の改善命令等に関する事務</p> <p>(9) 法第72条の3の規定に基づく業務運営改善等の措置命令に関する事務</p> <p>(10) 法第73条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の管理者の変更命令に関する事務</p> <p>(11) 法第75条第1項の規定に基づく許可の取消し等に関する事務</p> <p>(12) 法第76条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新</p>		<p>に関する事務</p> <p>(2) 法第40条_____において準用する法第10条の規定に基づく_____廃止等の届出の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第69条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務</p> <p>(4) 法第70条_____の規定に基づく措置命令等_____に関する事務</p> <p>(5) 法第72条第2項の規定に基づく_____改善命令等に関する事務</p> <p>(6) 法第75条第1項の規定に基づく停止命令_____に関する事務</p>	

新		旧	
<p><u>を拒否する場合の弁明等の機会の付与に関する事務</u></p> <p>(13) <u>薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第44条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の交付に関する事務</u></p> <p>(14) <u>政令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換え交付に関する事務</u></p> <p>(15) <u>政令第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付に関する事務</u></p> <p>(16) <u>政令第46条第3項及び第47条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の返納の受理に関する事務</u></p> <p>(17) <u>政令第48条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可台帳の備付けに関する事務</u></p> <p>(18) <u>前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u></p>		<p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</u></p>	
41～62 省略		41～62 省略	